

訪問介護事業所 各位

みよし広域連合介護保険センター所長

【公 印 省 略】

総合事業・訪問型サービス従前相当サービスの運用見直しに係るQ & Aについて（周知）

日頃より、介護保険行政にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年7月23日付けの通知で総合事業・訪問型サービス従前相当サービスの運用見直しについて、下記のとおり質問がありましたので回答いたします。また、現状の従前相当サービス等の内容についての資料等が掲載されているURLを記載しますので内容のご確認をお願いいたします。

記

○質問内容

Q. 今回の運用内容の変更点は？

A. 現状の訪問型サービス従前相当については、原則、身体介護及び身体介護を伴う生活援助のみでの提供としております。しかしサービス担当者会議において主に身体介護を提供した上で、15分程度の身体介護を伴わない生活援助が必要であり、介護予防・サービス支援計画に位置付けられている場合、従前相当サービスとしての提供を可としております。

今回の変更は、身体介護及び生活援助（身体介護を主とし、一体的に生活援助を提供する）としており、身体介護を主として提供をし、身体介護を伴わない生活援助の提供が可能になります。この変更により、一体的に生活援助の提供が含まれた弾力的なサービスの提供が可能になると思われます。

○資料URL

<https://www.miyoshikouiki.jp/docs/2021092700027/files/setumeikaisiryoul.pdf>

平成28年度に総合事業実施時に説明した際の資料になります。

内容等について、質問等ございましたら下記までご連絡ください。

○問い合わせ先

みよし広域連合介護保険センター地域支援係

TEL：0883-76-0030

Mail：kaigo@union.miyoshikouiki.lg.jp